

目次

第一部 | 選挙人名簿等 (11条～42条)

- 11条 選挙権・被選挙権を有しない者…………… 8
判例1/町長当選決定取消請求事件 (S54.12.13/最高裁)
- 21条 選挙人名簿の被登録資格等…………… 10
判例2/異議申出棄却決定取消等請求事件 (S58.12.1/最高裁)
- 27条 選挙人名簿の表示・訂正等…………… 13
判例3/選挙無効審査申立て裁決取消請求事件 (S48.10.11/最高裁)
- 42条 在外選挙人名簿の登録と投票…………… 16
判例4/在外日本人選挙権剥奪違法確認等請求事件 (H17.9.14/最高裁)

第二部 | 投票・当選等 (49条～112条)

- 49条 不在者投票…………… 24
判例5/選挙効力に関する訴願裁決取消請求事件 (S46.4.15/最高裁)
- 49条 不在者投票…………… 27
判例6/選挙無効審査申立て裁決取消請求事件 (H2.4.12/最高裁)
- 49条 不在者投票…………… 30
判例7/選挙無効裁決取消請求事件 (H9.7.28/高松高裁)
- 50条 (施行令) 投票用紙・投票用封筒の請求…………… 33
判例8/選挙効力に関する訴願裁決取消請求事件 (S49.4.24/仙台高裁)
- 52条 投票の秘密保持…………… 35
判例9/損害賠償請求上告事件 (H9.3.28/最高裁)
- 68条 無効投票…………… 40
判例10/当選無効裁決取消請求事件 (S59.9.27/最高裁)
- 68条 無効投票…………… 43
判例11/選挙の当選無効決定取消請求事件 (H5.2.2/最高裁)
- 90条 立候補のための公務員の退職…………… 46
判例12/地位確認請求事件 (H1.4.27/最高裁)

- 104条 当選人の失格…………… 50
判例13/裁決取消請求事件 (S62.10.20/最高裁)

- 112条 議員や長が欠けた場合の繰上補充…………… 53
判例14/抗告棄却決定への許可抗告事件 (H11.1.11/最高裁)

第三部 | 選挙運動 (129条～148条)

- 129条 選挙運動の期間…………… 58
判例15/公職選挙法違反被告事件 (S42.3.3/最高裁)

- 129条 選挙運動の期間…………… 60
判例16/公職選挙法違反被告事件 (S47.4.10/東京高裁)

- 137条 教育者の地位利用の選挙運動の禁止…………… 64
判例17/公職選挙法違反事件 (S50.5.27/福岡高裁)

- 138条 戸別訪問…………… 68
判例18/公職選挙法違反被告事件 (S46.3.11/仙台高裁)

- 138条 戸別訪問…………… 71
判例19/公職選挙法違反被告事件 (S59.1.20/最高裁)

- 139条 飲食物の提供の禁止…………… 74
判例20/公職選挙法違反被告事件 (S45.6.16/最高裁)

- 142条 文書図画の頒布…………… 76
判例21/公職選挙法違反被告事件 (S44.6.26/最高裁)

- 142条 文書図画の頒布…………… 79
判例22/公職選挙法違反被告事件 (S47.10.6/最高裁)

- 142条 文書図画の頒布…………… 82
判例23/公職選挙法違反被告事件 (S57.4.22/最高裁)

- 143条 文書図画の掲示…………… 85
判例24/公職選挙法違反被告事件 (S43.11.11/大阪高裁)

- 148条 新聞紙・雑誌の報道および評論等の自由…………… 89
判例25/公職選挙法違反被告事件 (S41.10.25/東京高裁)

第四部 | 選挙費用・寄附 (194条～199条の5)

- 194条 選挙運動に関する支出金額の制限…………… 92
判例26／町長選挙無効訴訟事件 (S40.5.21／最高裁)
- 199条の2 公職の候補者等の寄附の禁止…………… 95
判例27／公職選挙法違反被告事件 (H9.4.7／最高裁)
- 199条の2 公職の候補者等の寄附の禁止…………… 98
判例28／公職選挙法違反被告事件 (H12.11.20／最高裁)
- 199条の5 後援団体に関する寄附等の禁止…………… 101
判例29／公職選挙法違反被告事件 (S44.12.11／最高裁)

第五部 | 選挙争訟等 (201条の9～206条)

- 201条の9 選挙における政治活動の規制……………106
判例30／選挙無効裁決取消請求事件 (S56.8.10／高松高裁)
- 203条 選挙の効力に関する訴訟…………… 109
判例31／選挙無効確認請求事件 (H17.7.8／最高裁)
- 205条 選挙無効の決定・裁決・判決……………112
判例32／選挙効力審査申立て裁決取消請求事件 (S44.7.15／最高裁)
- 205条 選挙無効の決定・裁決・判決……………115
判例33／選挙無効審査申立て棄却裁決取消請求事件 (S55.2.14／最高裁)
- 205条 選挙無効の決定・裁決・判決……………117
判例34／裁決取消請求事件 (S61.2.18／最高裁)
- 205条 選挙無効の決定・裁決・判決……………120
判例35／選挙無効確認請求事件 (H14.7.30／最高裁)
- 205条 選挙無効の決定・裁決・判決……………124
判例36／選挙無効裁決取消請求事件 (H15.12.4／福岡高裁)
- 206条 当選の効力に関する異動の申出・審査の申立て…………… 126
判例37／処分取消請求事件 (S55.6.30／札幌高裁)

第六部 | 買収罪 (221条)

- 221条 買収・利害誘導罪…………… 130
判例38／公職選挙法違反事件 (S42.12.27／東京高裁)
- 221条 買収・利害誘導罪…………… 133
判例39／公職選挙法違反被告事件 (S44.1.23／最高裁)
- 221条 買収・利害誘導罪…………… 136
判例40／公職選挙法違反被告事件 (S47.5.30／札幌高裁)
- 221条 買収・利害誘導罪…………… 139
判例41／公職選挙法違反被告事件 (S59.11.13／最高裁)
- 221条 買収・利害誘導罪…………… 142
判例42／公職選挙法違反被告事件 (S.61.4.1／最高裁)
- 221条 買収・利害誘導罪…………… 145
判例43／公職選挙法違反被告事件 (H13.12.19／東京地裁)
- 221条 買収・利害誘導罪…………… 147
判例44／公職選挙法違反被告事件 (H16.12.21／最高裁)

第七部 | 選挙の自由妨害罪 (225条)

- 225条 選挙の自由妨害罪…………… 152
判例45／公職選挙法違反被告事件 (S42.2.4／最高裁)
- 225条 選挙の自由妨害罪…………… 155
判例46／名誉毀損・公職選挙法違反被告事件 (S44.2.6／最高裁)
- 225条 選挙の自由妨害罪…………… 158
判例47／公職選挙法違反被告事件 (S47.4.27／広島高裁)
- 225条 選挙の自由妨害罪…………… 160
判例48／公職選挙法違反被告事件 (H17.7.6／最高裁)

第八部 | 連座制 (251条の2~251条の3)

- 251条の2 連座制.....164
判例49/当選効力確認請求事件 (H8.7.18/最高裁)
- 251条の2 連座制.....167
判例50/当選無効および立候補禁止請求事件 (H10.11.17/最高裁)
- 251条の3 連座制.....171
判例51/立候補禁止請求事件 (H8.9.27/大阪高裁)
- 251条の3 連座制.....174
判例52/当選無効および立候補禁止請求事件 (H9.7.15/最高裁)

本書の編纂について

- 本書は公職選挙法に関する判例の中からトピック的なものを取り上げ、できる限り平易にまとめたものです。紙面の都合上、判例について、裁判要旨に関する部分を重点的に取り上げたため、その他の部分は割愛している場合もあります。
- 参照条文は裁判が行われていた時点現在で取り上げているため、法律改正等により現在の条文と異なるものもあります。
- なお、本書は次の資料等を元に編纂しています。
「リーガルベース」(株)日本法律情報センター/「判例タイムズ」(株)判例タイムズ社/「判例時報」(株)判例時報社/「最高裁判所民事判例集」(財)判例調査会刊行/「最高裁判所刑事判例集」(財)判例調査会刊行

— | 第一部 | —

選挙人名簿 等

(11条~42条)

選挙権・被選挙権を有しない者

町長当選決定取消請求事件

最高裁は昭和54年12月、昭和53年9月に行われた福岡県筑紫郡那珂川町長選挙の当選人A氏の当選の効力について、本件選挙の選挙人B氏が主張した当選無効の訴えは、認められないと判断。A氏が那珂川町議会議員当時、同町議会議長選挙に際し議長に当選しようとして贈賄罪を犯し、懲役1年執行猶予3年に処せられた者であったとしても、それは刑法上の贈賄罪であり、公職選挙法11条1項4号にいう「法律で定めるところにより行われる選挙、投票および国民審査に関する犯罪」に当たるものではない、とした一審の判決を支持し、上告を棄却した。

判示事項

- 刑法上の贈賄罪が町議会の議長選挙に関して犯された場合と公職選挙法11条1項4号にいう「法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪」

参照条文

- 公職選挙法11条1項(選挙権及び被選挙権を有しない者)
- 刑法198条1項・2項(贈賄)

裁判要旨

- 刑法上の贈賄罪は、それが町議会の議長選挙に関して犯された場合であっても、公職選挙法11条1項4号にいう「法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪」に当たらない。

経緯

【一審・福岡高裁】

- ◎判決によると、昭和53年9月に行われた福岡県筑紫郡那珂川町長選挙の結果、A氏が当選したが、本件選挙の選挙人B氏は、以下の理由でA氏の当選は無効であると主張した。
- ◎A氏は、那珂川町議会議員当時、同町議会議長選挙に際し議長に当選しようとして贈賄罪を犯し、懲役1年執行猶予3年に処せられた者であるから、公職選挙法11条1項4号にいう「法律で定めるところにより行われる選挙、投票および国民審査に関する犯罪」に該当し、被選挙権を有しないはずである。
- ◎福岡高裁は、これに対して、公職選挙法11条1項4号の解釈について次のように言及し、B氏の訴えを退けた。
- ◎刑法上の贈賄罪は、公職選挙法11条1項4号にいう「法律で定めるところにより行われる選挙、投票および国民審査に関する犯罪」には当たらない一般犯罪である。これを本件に照らせば、贈賄罪がたまたま町議会の議長選挙に際して犯されたに過ぎず、一般犯罪であることに変わりはない。したがってA氏が犯した贈賄罪は、公職選挙法11条1項4号には当たらない。

【最高裁】

- ◎B氏は一審の判決を不服として上告を行ったが、最高裁は改めて一審の判決を支持し、上告を棄却。A氏を本件選挙の当選人とした。

選挙人名簿の 被登録資格等

選挙人名簿の登録についての異議申出棄却決定取消等請求事件

最高裁は昭和58年12月、昭和56年12月の滋賀県東浅井郡虎姫町議会議員選挙で、A氏らを選挙人名簿に登録した虎姫町選挙管理委員会が、選挙人被登録資格のない者を登録したとするA氏らの異議申出を棄却したことに対し、A氏らには被登録資格がないとして町選管の決定の取消しを認めた一審の判決を支持し、上告を棄却する決定を下した。

判示事項

- 引き続き3ヶ月以上当該市町村の住民基本台帳に登録されている者が引き続き3ヶ月以上当該市町村の区域内に住所を有していないときと、選挙人名簿の被登録資格の取得の有無

参照条文

- 公職選挙法21条1項(被登録資格等)

裁判要旨

- 住民基本台帳法22条の規定による転入の届出をして引き続き3ヶ月以上当該市町村の住民基本台帳に登録されている者であっても、現実には当該市町村の区域内に住所を移して引き続き3ヶ月以上右区域内に住所を有していないときは、当該市町村の選挙人名簿の被登録資格を取得しない。

経緯

【一審・大津地裁】

- ◎判決によると、昭和56年12月の滋賀県東浅井郡虎姫町議会議員選挙に際し、虎姫町選挙管理委員会は、引き続き3ヶ月以上同町住民基本台帳に記載されていたA氏らを選挙人名簿に登録した。
- ◎しかし、住民基本台帳に記載されてはいたものの、引き続き3ヶ月以上虎姫町の区域内に住所を有してはいなかったA氏らは、自分たちは選挙人被登録資格がないとし、町選管に異議を申出て名簿の修正を要求した。
- ◎ところが、町選管はA氏らの異議申出には理由がないとしてこれを棄却。そこで、A氏らは町選管の決定の取消しを求めて提訴した。
- ◎これに対して大津地裁は、A氏らの虎姫町における選挙人名簿被登録資格について、A氏らの中に①引き続き3ヶ月以上同町の住民基本台帳に登録されてはいたが、現実に同町の区域内に住所を移して引き続き3ヶ月以上同町の区域内に住所を有していなかった者と、②引き続き3ヶ月以上同町の住民基本台帳に登録されており、かつ現実に同町の区域内に住所を移して引き続き3ヶ月以上同町の区域内に住所を有していた者がいると判断。①に対しては選挙人名簿の被登録資格がないとして訴えを認め、②に対しては訴えを棄却した。
- ◎そこで被告である町選管は、3ヶ月の期間計算は現実の住所によるのではなく、住民基本台帳の記録によるのであり、引き続き3ヶ月以上同町の住民基本台帳に登録されており、かつ、被登録資格の法定の基準日現在で同町の区域内に住所を有していれば被登録資格を取得すると主張して上告を申し立てた。

【最高裁】

- ◎町選管の上告に対して、最高裁は次のように述べ、一審の判決は正当と是認できるとして、上告を棄却した。
- ◎公職選挙法21条1項は、選挙人名簿の被登録資格の一要件として、他の市町村から当該市町村に住所を移し転入の届出をした者については、当該届出をした日から引き続き3ヶ月以上当該市町村の住民

基本台帳に記録されていることを掲げているが、この場合の被登録資格を生じさせるための住民基本台帳の記録は、記録された者が実際に当該市町村の住民であるという事実に基づいた正当なものであることが必要である。したがって、転入の届出をして引き続き3ヶ月以上当該市町村の住民基本台帳に記録されている者であっても、現実に当該市町村の区域内に住所を移して引き続き3ヶ月以上右区域内に住所を有していなかったときは、当該市町村の選挙人名簿の被登録資格を取得しないものと解するのが相当である。

- ◎また、選挙人名簿の被登録資格は登録の際にすでに存在していることが必要であり、登録の際に被登録資格を有しなかった者は、選挙人名簿から抹消されなければならない、登録の後の時点で引き続き3ヶ月以上同町の区域内に住所を有するに至ったとしても、そのために当初の登録の瑕疵が治癒され、登録が有効になるものと解することはできない。

判例 3

27条

選挙人名簿の
表示・訂正等

御浜町議会議員選挙の効力に関する審査申立ての裁決取消請求事件

最高裁は昭和48年10月、昭和45年9月に行われた三重県南牟婁郡御浜町議会議員選挙で、公職選挙法27条1項に基づき、選挙人名簿に転出した旨の表示をされている者が投票にきた際、各投票所の投票事務従事者A氏らが漫然と投票を許した結果、選挙権の住所要件を欠く12名が投票し、12票の無効投票を招いてしまったことは、選挙の管理規定に違反しており、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあることは明らかであると判断。本件選挙は無効であると認定した一審の判決を支持し、上告を棄却した。

判示事項

- 市町村の議会の議員又は長の選挙において、選挙人名簿に公職選挙法27条1項に基づき、転出表示をされている者に対し投票を許した場合と選挙の効力

参照条文

- 公職選挙法27条1項(表示および訂正等)
- 公職選挙法44条1項・2項(投票所における投票)
- 公職選挙法205条1項(選挙の無効の決定、裁決又は判決)

裁判要旨

- 市町村の議会の議員又は長の選挙において、選挙人名簿に公職選挙法27条1項に基づき当該市町村から他市町村へ転出した旨の表示をされている者に対し、右の表示が誤っていることを明らかにする資料の提出等により、その住所要件の存在を確認しようというような特別の事情がないのに、投票を許すことは、選挙無効の原因となりうる。

—— | 第二部 | ——

投票・当選等

(49条~112条)

判例 5

49条 不在者投票

町議会議員選挙の効力に関する訴願裁決取消請求事件

最高裁は昭和46年4月、昭和43年2月に行われた青森県田子町議会議員選挙の不在者投票31票について、投票所の閉鎖時刻前に投票管理者に送致できたにもかかわらず、田子町選挙管理委員長がこれを行わず無効票にしてしまったことは違法であると判断。本件違反措置が当落の決定に及ぼす影響は限定されるとして、選挙無効ではなく、当選無効の原因にとどまると認定した一審判決を破棄し、本件選挙は無効であるとした。

判示事項

- 不在者投票の送致の違法と選挙の効力

参照条文

- 公職選挙法49条(不在者投票)
- 公職選挙法205条1項(選挙の無効の決定、裁決又は判決)
- 公職選挙法施行令60条1項・2項(不在者投票の送致)
- 公職選挙法施行令65条(投票所閉鎖後に送致を受けた不在者投票の措置)

裁判要旨

- 不在者投票を投票所の閉鎖時刻までに投票管理者に送致せず、違法にその効力を失わしめたことは、選挙無効の原因となりうる。

経緯

【一審・仙台高裁】

◎判決によると、昭和43年2月に行われた青森県田子町議会議員選挙の不在者投票124票は、他の町村で投票されたものも含め、投票当日の午前中までにはすべて田子町選挙管理委員会に送付されていた。ところが、これを各投票所に送致するために午後4時半頃町選管を出発した2台の自動車のうちの1台が、途中運転の不手際から雪の中に乗り入れて時間を空費したため、第5、第6投票所の不在者投票合計31票が、午後6時の閉鎖時刻までに送致されず、その結果、この31票は無効となってしまった。ちなみに、本件選挙の定員18名に対して立候補者は25名であり、最高位落選者と最下位当選者の得票差は6票であった。

◎本件選挙後、選挙人から、選挙の効力に関して異議の申出および審査の申立てがあり、青森県選挙管理委員会は本件選挙を無効とする裁決を下した。これを不服とする当選人A氏らは、県選管の裁決取消を求めて提訴した。

◎仙台高裁は、これを受けて、不在者投票を投票所の閉鎖時刻前に投票管理者に送致できたにもかかわらず、これを行わず無効票にしてしまったのは違法であると判断。しかしながら、当落の決定に及ぼす影響は限定されるとして、選挙無効ではなく、当選無効の原因にとどまると認定し、A氏らの訴えを認容した。

【最高裁】

◎検察側は、一審判決を不服として上告。本件選挙において不在者投票の時間内送致を行わなかったことは、公職選挙法205条1項にいう選挙の規定違反と認めながらも、その当落の決定に及ぼす影響が限定されるという理由で選挙無効の原因とはならず、当選無効の原因となるにとどまるものとした一審判決には法令解釈の誤りがあると主張した。これに対して最高裁は次のように述べ、原判決を破棄。本件選挙を無効とした。

◎そもそも選挙訴訟における選挙無効の原因とは、選挙の規定に関す

判例 6

49条 不在者投票

る違反があって、それが選挙の結果に影響を及ぼすおそれがあることをいい、選挙の規定の違反とは、選挙の管理執行の手続きに関する規定の違反をいうものであるが、不在者投票の管理に関する違法が選挙の規定の違反として選挙無効の原因となりうることは、過去の判例からも明らかである。これを本件に照らせば、31票の不在者投票を投票所の閉鎖時刻までに投票管理者に送致せず、不法にその効力を失わせたことは、選挙の規定の違反として選挙無効の原因となりうるものと解すべきである。また、本件選挙の最下位当選者と最高位落選者の得票差がたったの6票であることから、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあることは明らかである。よって、本件選挙は無効とされるべきである。

選挙の効力に関する審査申立てに対する裁決取消請求事件

最高裁は平成2年4月、昭和62年6月に行われた鹿児島県大島郡住用村の村長選挙の不在者投票で、立会人C氏と、C氏の一時不在時に立会人となったD氏が、立会いと同時に不在者投票事務に従事したことは、立会人の監視機関としての役割を十分に果たすことができない状態だったとして、公職選挙法49条1項に違反していると判断。本件不在者投票期間内にされた158票の不在者投票はすべて無効であり、本件選挙自体を無効とする一審の判決を全面的に支持し、これを不服とする選挙人Y氏らの上告を棄却する判決を下した。

判示事項

- 不在者投票の立会人が立会いと併行して不在者投票事務の補助執行に従事し、監視機関としての役割を十分に果たすことができない状態にあった場合と不在者投票の適否

参照条文

- 公職選挙法49条1項(不在者投票)
- 公職選挙法施行令56条1項・2項(選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村における不在者投票の方法)

裁判要旨

- 不在者投票立会人が、立会いをしつつ併せて不在者投票事務の補助執行に従事していたため、立会人の監視機関としての役割を十分に果たすことができない状態にあったときは、その間にされた不在者投票は、公職選挙法49条1項、公職選挙法施行令56条1項、2項の規定に違反した違法のものというべきである。